

豊田市足助プール管理運営業務仕様書

平成30年10月
豊田市地域振興部足助支所

<目 次>

第1	対象施設の概要	．．．．．	P	1
第2	指定管理者の管理基準	．．．．．	P	1
第3	業務内容	．．．．．	P	2
第4	管理員の配置等	．．．．．	P	2
第5	管理運営に関する業務	．．．．．	P	3
第6	維持管理に関する業務	．．．．．	P	6
第7	修繕関係業務	．．．．．	P	8
第8	管理運営に係る経費の負担	．．．．．	P	9

(各種保守点検等業務)

A	施設整備	．．．．．	P	10
B	機械設備	．．．．．	P	11
C	水質検査	．．．．．	P	13
D	浄化槽	．．．．．	P	14
E	給湯器	．．．．．	P	15

(添付資料)

- ・足助プール平面図 (配置図)
- ・備品一覧表

別記 1

豊田市足助プールの管理運営業務仕様書

以下に、豊田市足助プールの管理運営に関し、指定管理者が行わなければならない業務の基準を示す。

第 1 対象施設の概要

(1) 名称及び所在地

豊田市足助プール 豊田市足助町横枕 8 番地

(2) 設置目的

スポーツの振興及び市民の体力と健康の増進を図る。

(3) 沿革

昭和 51 年 7 月 22 日 開設

(4) 施設の内容等

敷地面積 2, 930㎡

A プール

ア 構造 プレストレスコンクリート造

イ 面積 一般用 425㎡ (25m×8コース)

幼児用 120㎡ (ひょうたん型)

ウ 水深 一般用 1.10m~1.15m

幼児用 0.30m~0.60m

エ 洗浄設備 (シャワー)、洗眼設備、遊戯施設 (幼児用滑り台) 有

B 管理棟 (管理室、機械室、倉庫)

ア 構造 コンクリートブロック造

イ 面積 64㎡

C 更衣棟 (男子更衣室、女子更衣室、トイレ)

ア 構造 コンクリートブロック造

イ 面積 120㎡

第 2 指定管理者の管理基準

(1) 利用期間

毎年 7 月 第 2 日曜日 から 8 月 31 日まで

※上記利用期間以外 (6 月 24 日から) に足助地区の小学校でプールのない学校 (平成 30 年 9 月末現在では 7 校) は、学校活動等として利用するため、利用日等について学校と確認し調整を行うこと。

(2) 利用時間

午前 9 時 30 分から午後 4 時まで

(3) 利用日及び利用時間変更

指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、利用期間以外に臨時に開業し、又は利用期間及び利用時間を臨時に変更することができる。

なお、当該変更に伴い管理経費が増加した場合においては、市から支払う委託料(以下「指定管理料」という。)の増額はしない。ただし前記に示した学校活動等に利用する期間の管理経費はあらかじめ指定管理料に含めるものとする。

また、利用日等の変更については、利用者のサービス向上の視点から柔軟に対応し、提案できるものとする。

(4) 渇水・悪天候に伴う対応

渇水の際は上下水道局総務課及び足助支所の指示に基づき、水道水の使用を制限又は臨時休業とする。

また、台風や落雷等の自然災害により利用者の安全が確保できないと判断される場合は、足助支所と協議の上で利用を中止するなどの措置を講ずること。

(5) 利用の許可

指定管理者は、当該施設の利用の許可、不許可及び利用許可の取消しを行う。

ただし、行政財産の目的外使用に関する許可は行うことができない。

(6) 関係法令等の遵守

当該施設を管理運営に当たっては、地方税自治法(昭和22年法律第67号)、愛知県プール条例(昭和36年愛知県条例第1号)、同施行規則(昭和36年愛知県規則第1号)、同運営要綱、豊田市体育施設条例(昭和45年条例第18号)、同管理規則(昭和45年教育委員会規則第6号)、その他関係法令等の内容を理解し、遵守すること。

また、愛知県発行の「プール管理の手引き」及び市営プール管理員服務規程を熟読し、遵守すること。(市営プール管理員服務規定による「管理員」とは、管理責任者、現場責任者、監視員等プール業務に携わる全ての者の総称である。)

(7) その他の管理運営等

プール利用期間以外は、定期的(月1回以上)に施設内及び施設周辺の点検、清掃及び安全管理を行い、実施後は速やかに報告書(必要に応じて従前従後の施工写真を添付)を提出すること。ただし、平成31年9月以降にプール改修の施工が予定されるため、前述の点検等は9月までの期間とする。

第3 業務内容

指定管理者の行う業務は、スポーツの振興及び市民の体力と健康を増進するための施設としての目的を果たすため、施設の受付等を含む施設全体の運営業務及び点検、清掃等の維持管理業務等である。

第4 管理員の配置等

(1) 人員

- ア 施設の管理について総括責任者を配置すること。
 - イ 総括責任者は、管理業務全般を把握し、現場責任者（衛生管理者）、監視員等が利用者から信頼されるべく業務に専念するように指揮監督をすること。
 - ウ 現場責任者は、常時配置し、機械操作、薬品投入、水質検査等の施設の衛生のその他の実務を管理し、監視員の指導を行うこと。
 - エ 監視員は、25m以上泳げるものを常時配置し、常に利用者の安全管理に努められるように、監視員の人員は施設運営が安全に行われるために十分な人数を確保すること。
 - オ 監視員に対して、遊泳者への指導及び監視に必要な研修を実施すること。
- (2) 資格等
- ア 現場責任者は、警備行法による警備員の指導教育（各種研修）を受けた者とする。
 - イ 監視員は18才以上とする。
 - ウ 監視員は、プール開設前に消防署で開催する普通救命講習会の修了者（過去において受講した者も再受講）とすること。

第5 管理運営に関する業務

指定管理者は、公の施設管理運営の責務を認識して、効率的かつ効果的な施設運営を心がけ、経費の節減に努めるとともに、創意工夫により市民が利用しやすいようにサービスを向上させること。

(1) 庶務業務

- ア 予算の管理
 - 予算書の作成、伝票・帳簿類の作成、予算執行状況の把握、支払い事務
- イ 使用料の徴収・納入
 - 使用料の徴収、遊泳券の発行、出納簿の作成、公金振替・使用量納入事務
- ウ 現金管理
 - 施設使用料等の管理保管
- エ 会計書類その他の文書の整理、保管
 - 各種伝票・帳簿、使用料出納簿、その他の文書の整理・保管、文書の收受
- オ 利用統計の作成
 - ・月別、曜日別、内容別（天候・気温・水温・料金体系別等）の利用件数、人数の集計及び統計報告
 - ・施設使用料等の徴収明細の報告
- カ 管理日誌の作成
 - 1日の業務内容（水質検査、清掃、点検、修繕、その他維持管理作業等）や市民対応（事故、苦情又は意見等及びその対応状況、拾得物の記録・対応）など日々の管理状況を詳細に記録すること。

なお、市民（周辺住民）や利用者から苦情・要望等を受けた場合は速やかにその内容を検討し、公正かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて足助支所へ報告する。

キ 事業報告

当該年度終了後、4月30日までに次の内容を記載した事業報告書を提出すること。

①開設期間終了

- ・管理業務の実施状況
- ・利用状況
- ・使用料又は利用に係る料金の収入の実績

②当該年度終了後

- ・管理業務の実施状況
- ・管理に係る経費の収支状況
- ・上記のほか管理実態を把握するため足助支所が必要とする事項

ク 忘れ物・拾得物・残置物の処理

更衣室における忘れ物・拾得物は、台帳を作成し、貴重品類については、原則として足助警察署に届け出ること。タオル・水着類等については、開設期間中、事務所にて保管し、持ち主が不明な場合については処分すること。

敷地内に残置された自転車等で持ち主が不明であり、撤去要請の告示（貼り紙）をした後処分すること。

ケ 不法投棄への対策

管理施設内への不法投棄を防ぐよう万全を期すこと。

コ 損害賠償責任に関する事項

指定管理者は、施設及び設備の管理運営に起因する損害又は傷害についてその責任を負う。また、必要に応じて施設管理者賠償責任保険、施設入場者保険（レジャーサービス費用保険）等に参加し、その場合の費用は指定管理者の負担とする。

サ 管理運営等に係る書類の作成

指定管理者は、管理運営等に係る書類について、既存の様式等を参考として適宜作成すること、また、使用に際しては足助支所の承認を受けること。

シ その他の業務

管理員の出退管理、光熱水費の使用料確認その他必要と認める事項

(2) 受付等管理業務

ア 利用申込の受付及び利用許可等

①遊泳者から使用料を徴収し、遊泳券を発行する。

②小学生以下の幼児の付添いは、20歳以上の者とし、付添いは1名につき幼児2名までとする。

- ③常時、おむつ等を使用している幼児は、衛生上の問題から入場を不可とする。
- イ 利用者への案内
 - ①注意事項等の案内
注意事項等が利用者にわかるように見やすい場所に掲示する。
 - ②休業案内
あらかじめ、条例、規則に定める日以外に休業する場合は、足助支所に事前に承認を受けるとともに「広報とよた」及び「あすけ支所だより」への掲載を足所支所に依頼し、併せて施設内に案内掲示を行い周知すること。
- ウ 使用料の減免
使用料減免の申請があった場合は、豊田市文化・スポーツ施設減免要綱に基づき足助支所で手続き後、許可されたものについて減免する。
- エ 市との連携
行政財産目的外使用許可等の市の権限に属する申請及び問い合わせがあった場合は、内容を把握した上で足助支所と連携して対応に当たること。

(3) 遊泳者の指導・監視業務

- ア 遊泳者の休憩時間
開設期間中は、休憩時間を定め50分遊泳後に10分の休憩を入れ、施設内放送等で遊泳者を一斉に休憩させること。
- イ 事故発生
溺れた者を発見した場合は、直ちに救助し、救命講習等で指導を受けた方法により人工呼吸等を行うと共に、必要に応じ消防署へ連絡し、救急車等を手配すること。
- ウ 迷惑行為
他の遊泳者等への迷惑行為を行う者については、厳しく指導し、必要に応じて警察へ連絡すること。
- エ その他注意事項
 - ①監視等に必要な物品（ユニフォーム、麦わら帽子、笛、ゴムぞうり等）は、指定管理者で用意すること。
 - ②監視のローテーションを作成し、監視体制を強化し事故防止に努めること。

(4) 緊急時対応業務

- ア 緊急対応体制の確立
事故や災害時（警報発令時含む）など迅速かつ的確に情報を伝達するとともに対応できる体制を確立すること。
 - ①緊急対応体制表を作成し、事務所内に掲示すること。
 - ②初期消火、避難誘導、関係機関への通報
 - ③利用者の水難、ケガ等の対応（救急車・応急措置）

- ④立入検査の立会い
- イ 届出書類の作成
緊急対応マニュアルの作成（学校活動利用の緊急対応を含む。）
- ウ 研修（講習会）
監視員に対し、遊泳者への指導及び監視に必要な研修を実施すること。

（5）水泳教室の実施

- ア 目的
市内の小学校を対象に、泳力の向上を図るため水泳教室を実施する。
- イ 業務内容
 - ①講師依頼
 - ②参加者募集・参加費の徴収
 - ③参加者への保険の加入
 - ④水泳教室の実施
- ウ その他
 - ①指定管理者は、教室の参加対象者、期間及び内容等について提案し、足助支所と協議のうえ決定し実施するものとする。
 - ②参加者からの参加費については指定管理者の事業収入とし、また、講師への謝礼及び参加者の保険料、その他水泳教室に必要な消耗品等の費用についても指定管理料に含まれるものとする。

第6 維持管理に関する業務

施設を常に安全かつ衛生的に維持管理するために、施設の保守点検を実施するとともに、管理員により日常点検、小規模修繕を実施する。

（1）日常の管理及び保守点検業務等

- ア 施設の維持管理
 - ①プール本体及びプールサイドの異常の有無等の状況確認
 - ②付帯設備（洗浄設備、洗眼設備、遊戯設備）の点検及び安全確認
 - ③プール本他、プールサイド、更衣室、トイレ等の清掃
 - ④施設内及び施設周辺の草刈、除草作業、側溝等の清掃
- イ 機械操作、点検及び清掃
 - ①ろ過機。ポンプ等の作業状況の確認
 - ②故障・漏水等の早期発見及び対応
 - ③放送機器の確認
- ウ 薬剤調和、水質検査及び衛生管理
 - ①残留塩素量の測定（1回／時間）
 - ②水素イオン濃度の測定（1回／時間）
 - ③水温の確認（1回／時間）

- ④消毒液の保管状況、在庫の確認
- エ プール水の給水
 - ①オーバーフロー等による新鮮水の補給
 - ②汚水、濁水等の確認
- オ 備品器具等の確認
 - ①救命器具の確認
 - ②救急用品の確認
- カ ガス給湯器、給排水
 - ①ガス給湯器具点検、使用確認（元栓、臭気）
 - ②ガスメーターの確認
 - ③水道メーターの検針（漏水対策）
 - ④便所、湯沸室の詰まりや水漏れ対策
 - ⑤給水管の点検
 - ⑥排水口のボトル、ねじ等の固定状況の確認
- キ 警備
 - 施設全体で施錠個所の施錠確認
- ク 清掃、ゴミ処理
 - ①施設内の日常清掃
 - ・ プール内（プールクリーナーによる）の清掃
 - ・ プールサイドの清掃
 - ・ 更衣室の清掃
 - ・ トイレの清掃及びトイレットペーパー等の補充
 - ・ 事務室・倉庫・機械室の清掃
 - ・ 建物周辺の清掃と草取り及びゴミ・空き缶拾い等
 - ・ 資源・ごみの分別（大会、イベント等で発生したゴミ等は、主催者が処理するよう指導する。）
- ケ プール開設前準備
 - ①各施設、設備を点検し、修繕の必要がないか確認し、足助支所に報告する。
 - ②準備作業の開始前及び終了後、速やかに足助支所に報告する。
 - ③施設内及び施設周辺の草刈、除草作業、側溝等の清掃を行う。
 - ④一般開放前の足助地区のプールが整備されていない小学校（7校）の学校利用については、学校に確認し調整を行う。調整後は、足助支所に利用日等の変更承認願いを提出するとともに、学校主催のプール会議において説明を行う。
 - ⑤事前に上下水道局料金課に開栓の手続きを行い、プールに給水前には同局上水運用センター足助分室に連絡をする。
 - ⑥管理員は、消防署で開催する普通救命講習を受講する。
 - ⑦藻類の発生したプール水を全排水し、プール内を清掃後に給水する。なお、給水時は、周辺水道の水圧低下などの影響が発生しないよう補給水量に注意する。

- ⑧ プール水の水質検査を実施し、指定の検査項目に異常がないことを確認する。
- ⑨ 一般開放の利用期間等のお知らせは、「広報とよた」及び「あすけ支所だより」に掲載する。
- ⑩ 管理室に備え付ける固定電話の開設手続きを行う。

(2) 施設管理保守点検等業務

施設を適正かつ安全に維持管理するための保守点検等委託業務
業務は下記一覧のとおり（詳細は「仕様書資料A～E」参照）

業 務	内 容	備 考
A 施設整備	プール始業時前の総合点検及び草刈	プール全体、給排水口、プールサイド、付帯設備等の点検
B 機械設備	プール始業前、終業後のろ過機等の機械点検	ろ過機、ろ過ポンプ、薬注ポンプ、集毛器等の点検
C 水質検査	プール水の水質基準を満たすため水質検査等の実施	遊離残留塩素濃度、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群
D 浄化槽	浄化槽の保守点検	浄化槽の清掃、保守点検、水質検査
E 給湯器具	プール始業前、終業後の温水シャワー用の給湯器の点検	給湯器の点検、水抜き

第7 修繕関係業務

- ア 大規模修繕の実実施計画を作成し、足助支所及びスポーツ課と調整する。
- イ 指定管理者は、市と協議の上で、日常的小規模修繕（1件当たりの上限は50万円）を実施するものとする。
- ウ 指定管理料に含める修繕料は、年間26.6万円（税抜）を基本として年度協定書に定める金額とする。ものとする。
なお、当該修繕料に剰余金が発生した場合には、市が指示する方法により市に返還するものとする。
- エ 日常的小規模修繕は、指定管理料に含まれる予算を優先して執行するものとする。
- オ 緊急に対応を要する修繕案件に関しては、市との協議の上でその金額に関わらず指定管理者による修繕実施を要請する場合がある。なお、この場合の財源の財源については、指定管理者の新たな自己負担が生じることのないよう適宜調整を図るものとする。
- カ 指定管理者が修繕を実施した場合には、市が指示する方法により、市に対して実施結果を報告しなければならない。

第8 管理運営に係る経費の負担

管理運営に係る経費のうち、足助支所又はスポーツ課で負担するものは以下のとおりとする。

- ・大規模修繕費（市が必要と認めたもの）
- ・備品費（市が必要と認めたもの）
- ・建物総合損害共済（災害に伴う建物お飛び建物に附帯するガラスの保険）
- ・指定管理料に含まれる年額26.6万円（税抜）までの小規模修繕を超えた場合の小規模修繕料

仕様書資料

A 施設設備

1 業務の内容

プール始業前に、遊泳者の安全及び衛生的な水質を確保するため、施設の整備・点検及び清掃を行う。作業遂行に当たり関係法令・維持管理基準のあるものについては、それに従って、実施し、また本仕様書に示さない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。

2 点検内容

① プール本体

- ・ プール水の入替え
- ・ プール内清掃

② 給水設備

- ・ 吐水口空間
- ・ 補給水量の把握

③ 排水設備

- ・ 排水口、循環水の取入口等の安全確認（二重ふた及びねじ等の安全）

④ プールサイド

- ・ 亀裂等の確認
- ・ プールサイド清掃

⑤ 付帯設備

- ・ 洗浄設備、洗眼設備の点検
- ・ 遊戯設備の安全確認
- ・ 救命道具、救急薬品等の確認

⑥ 施設内及び施設周辺

- ・ 草刈、除草作業。側溝清掃
- ・ ごみ拾い

3 その他

プール開設期間以外は、定期的（月1回以上）に施設内外の状況を確認し、必要に応じて清掃、草刈等を実施すること。

以上、本指示明細書に定めのない事項は、その都度協議の上業務を遂行すること。

B 機械設備

1 業務内容

プール始業前にろ過機等の点検整備を行い、機械設備の正常運転及び能力維持を図る。作業遂行に当たり関係法令・維持管理基準のあるものについてはそれに従って実施し、また、本仕様書に示さない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。

※今年度は、プールの改修を実施するためプール終業後の点検は実施しない。

2 点検対象設備

(機械機器)

名称	メーカー名	型式	仕様	台数	設置場所
ろ過器	トースイ(株)	TS-60 型	砂ろ過器	1	機械室 年1回点検
ろ過器	トースイ(株)	TS-20 型	砂ろ過器	1	機械室 年1回点検
片吸込渦巻きポンプ	エバラ	100SG67.5B	ろ過ポンプ	1	機械室 年1回点検
片吸込渦巻きポンプ	エバラ	50SG62.5B	ろ過ポンプ	1	機械室 年1回点検
次亜薬注ポンプ	日機装エイコー(株)	NSC05 型	薬注装置	1	機械室 年1回点検
次亜薬注ポンプ	日機装エイコー(株)	NSC01 型	薬注装置	1	機械室 年1回点検
次亜薬注ポンプ	日機装エイコー(株)	NTS-100 型	薬注装置	1	機械室 年1回点検
次亜薬注ポンプ	日機装エイコー(株)	NTS-25 型	薬注装置	1	機械室 年1回点検
PAC薬注タンク	日機装エイコー(株)	200ℓPE 型	薬注装置	1	機械室 年1回点検
PAC薬注タンク	日機装エイコー(株)	200ℓPE 型	薬注装置	1	機械室 年1回点検

3 点検内容

①ろ過器【年1回(プール始業前)及び日常点検】

- ・エア抜弁点検
- ・ロータリー弁点検
- ・入側圧力点検

- ・ 出側圧力点検
- ②ろ過ポンプ【年1回（プール始業前）及び日常点検】
 - ・ 圧力点検
 - ・ グランド点検
 - ・ 水漏れ点検
- ③薬注ポンプ【年1回（プール始業前）及び点検】
 - ・ ダイヤル目盛
 - ・ チャッキ点検
 - ・ 液漏れ点検
- ④その他【年1回（プール始業前）及び日常点検】
 - ・ 集毛器の点検整備
 - ・ 薬液量

4 点検整備上の注意

- (1) 業務に関する責任者を定め、業務に従事する技術者の指揮監督をする。
- (2) 事前に「作業計画」を作成し、それに基づいて作業を遂行すること。なお、施設の業務に支障がないように配慮すること。
- (3) 作業従事者に対し安全対策を徹底させること。
- (4) 不時の故障等により連絡を受けた時（休日・祭日・夜間等）は、直ちに担当技術者を派遣し、復旧に努めること。
- (5) 点検整備に要する軽微な消耗品及び各種測定機器等については、準備負担のこと。
- (6) 点検整備において機器の不良箇所が発見された場合は、速やかに報告し、協議の上処理すること。

以上、本指示明細書に定めのない事項は、その都度協議の上業務を遂行すること。

C 水質検査

1 業務の内容

安全で衛生的なプール水を保持するため水質検査を行う。作業遂行に当たり関係法令・維持管理基準のあるものについてはそれに従って実施し、また本仕様書に示さない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。

2 検査内容

検査項目	基準値	検査回数
遊離残留塩素濃度	0.4 mg/L 以下	毎日1時間毎に行う
水素イオン濃度	pH値5.8以上8.6以下	毎日1時間毎に行う
濁度	2度以下	月1回以上
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下	月1回以上
大腸菌群	検出されないこと	月1回以上
一般細菌	200個/mL 以下	月1回以上
総トリハロメタン	0.2 mg/L 以下	年1回以上

3 その他の注意事項

- ・検査の実施及び方法等においては、関係法令等を理解し遵守すること。
- ・測定結果は、管理日誌に記入すること。
- ・水質検査の結果により適宜薬剤を投入すること。
- ・薬剤は常に適正かつ安全に保管し、保管庫は常に施錠しておくこと。

以上、本指示明細書に定めのない事項は、その都度協議の上業務を遂行すること。

D 浄化槽

1 業務の内容

公共施設の浄化槽の清掃、保守点検及び水質検査の維持管理を実施する。作業遂行に当たり関係法令・維持管理基準のあるものについてはそれに従って実施し、また本仕様書に示さない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。

2 浄化槽の規模

- (1) 人槽 70人槽
- (2) 形式 単独
- (3) 容量 8 m³

3 維持管理内容

- (1) 清掃 年1回
- (2) 保守点検 年1回
- (3) 水質検査 年1回

4 作業時期

作業時期については、清掃についてはプール終了後の9月とし、また、水質検査時期については、4月から6月の間に設定すること。

※今年度は、プールの改修を実施するためプール終業後の保守点検は実施しない。

5 報告

放流水の水質検査（透明度、BOD、COD、浮遊物質（SS）、pH、残留塩素）を実施したときは、試験検査成績書を提出してもらうこと。

6 その他

法定点検を実施すること。

以上、本指示明細書に定め無き事項は、その都度協議の上業務を遂行すること。

E 給湯器

1 業務の内容

温水シャワーが正常に運転するため給湯器の点検を実施する。作業遂行に当たり関係法令・維持管理基準のあるものについてはそれに従って実施し、また仕様書に示さない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。

2 点検内容

(1) プール始業前

- ①機器装置の確認
- ②作動状況の確認

(2) プール終業時

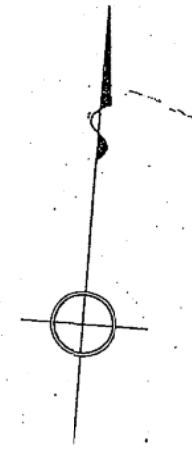
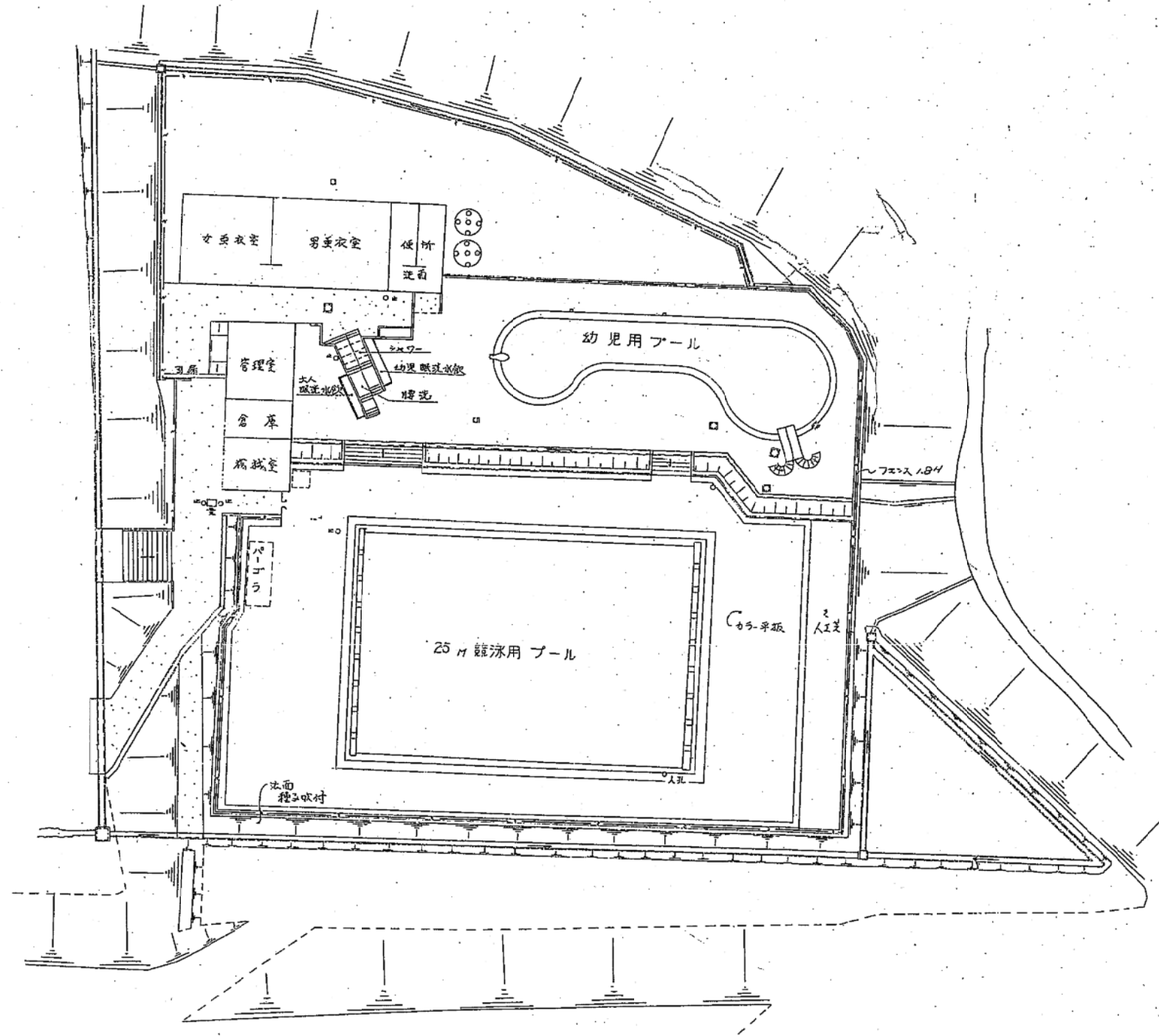
プール終業後、プール改修を実施するため点検なし

3 その他

- (1) 点検業務に要する消耗品及び各種点検機器等については準備負担のこと。
- (2) 点検業務において機器の不良箇所が発見された場合は、速やかに報告し、協議の上処理すること。

以上、本指示明細書に定めのない事項は、その都度協議の上業務を遂行すること。

豊田市足助プール平面図



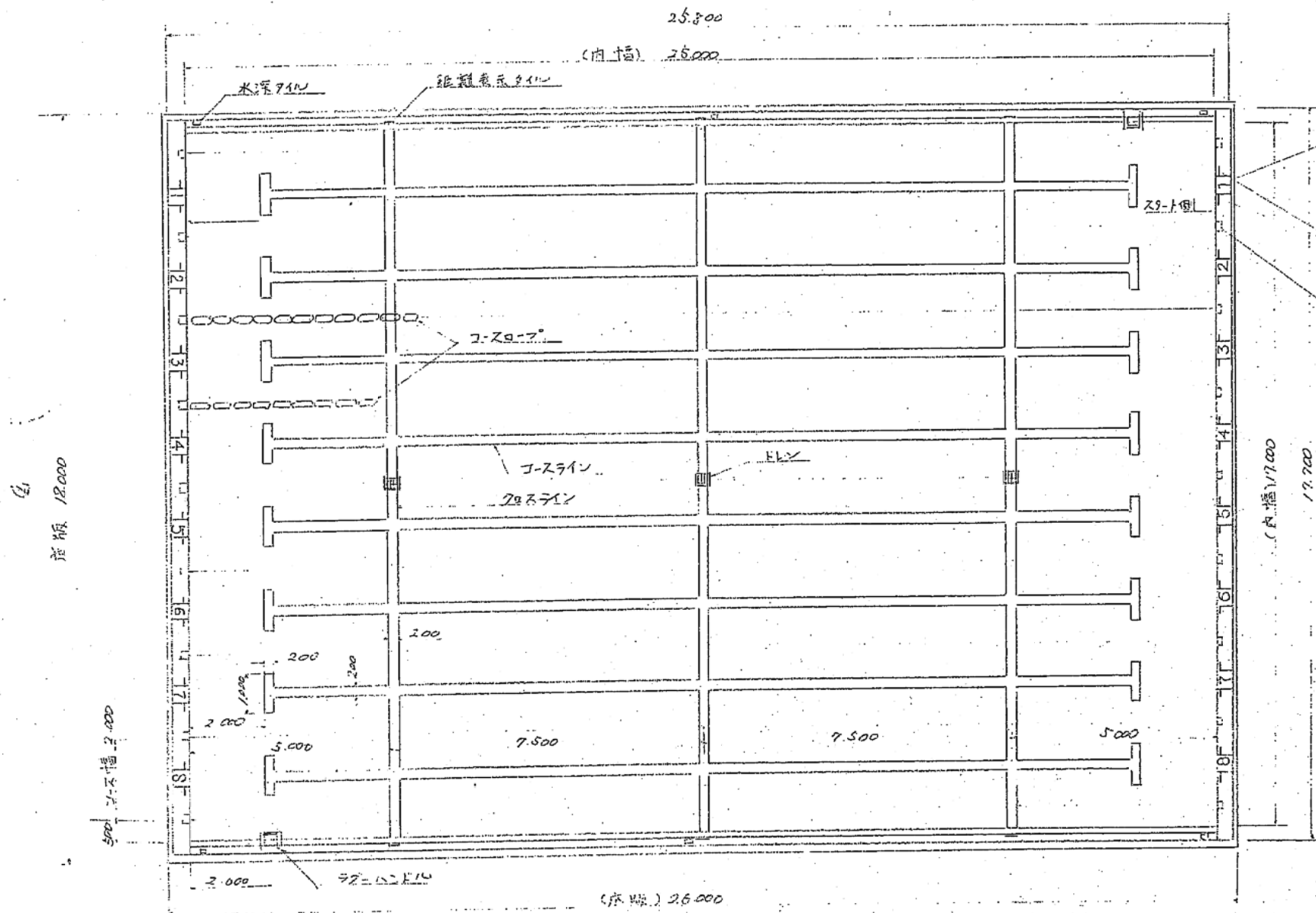
幼児用プール 水面積計算

$8.0^2 \times 0.7854$	=	50.2656
$6.0^2 \times 0.7854$	=	28.2744
1.0×3.0	=	3.0000
$3.0^2 - (6.0^2 \times 0.7854 \times \frac{1}{2})$	=	1.9314
$4.0^2 - (8.0^2 \times 0.7854 \times \frac{1}{2})$	=	3.4336
$\{4.0^2 - (6.0^2 \times 0.7854 \times \frac{1}{2})\} \times \frac{1}{2}$	=	0.7314
$3.0 \times 1.5 \times \frac{1}{2}$	=	2.2500
計		119.8864 \approx 120 π^2

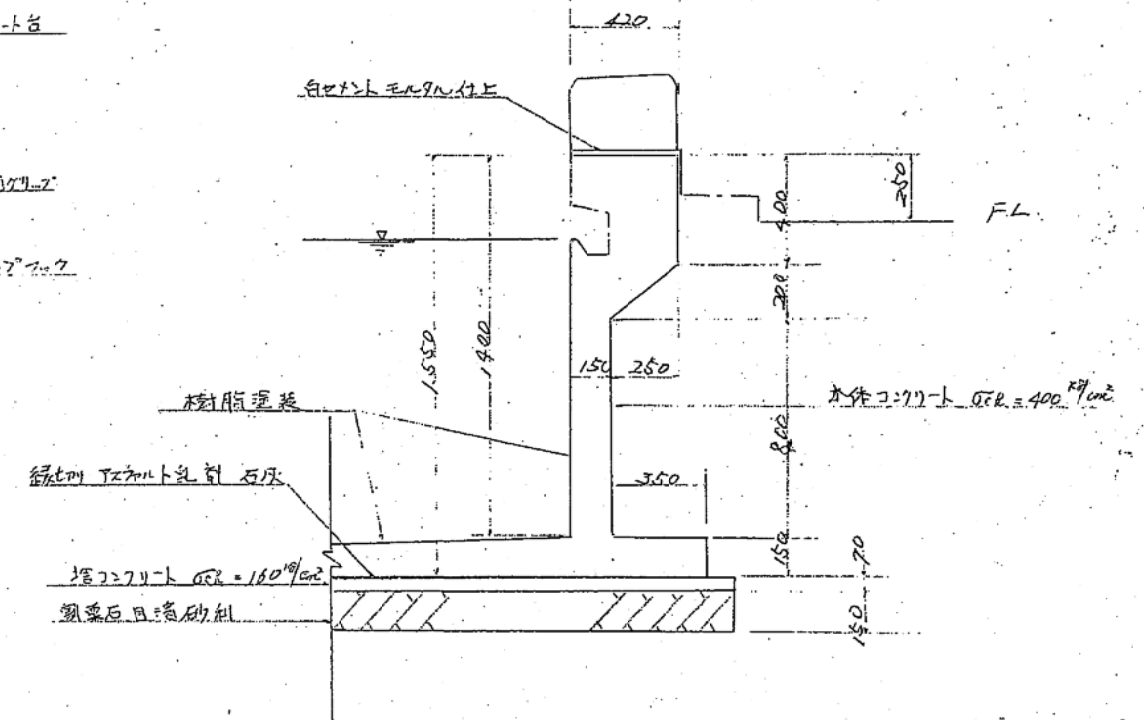
競泳用プール 水面積計算

$$25.00 \times 12.00 = 425 \pi^2$$

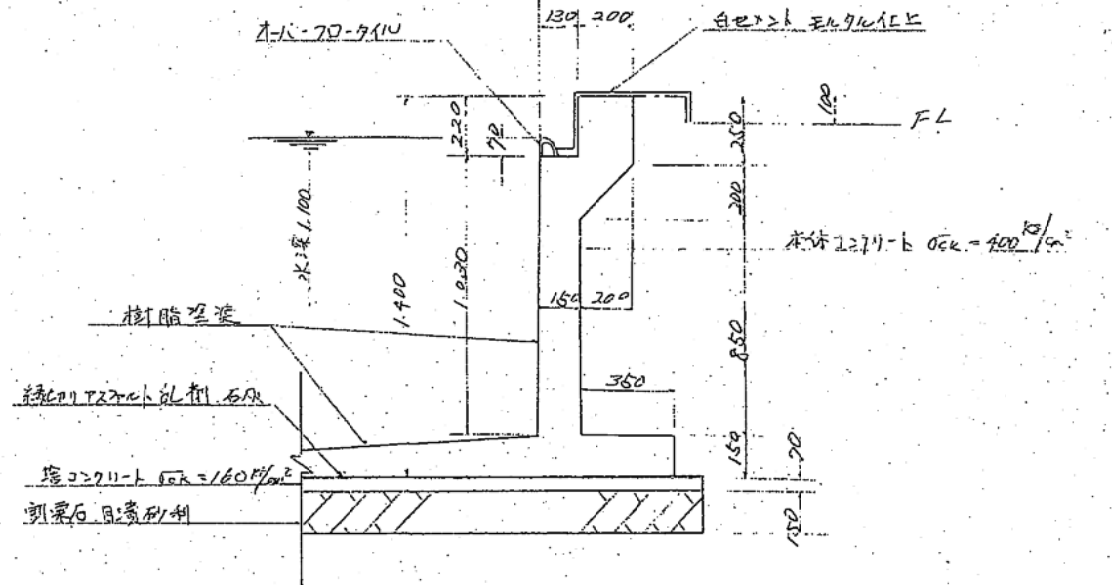
25M²本体 一般平面図 S=1:100



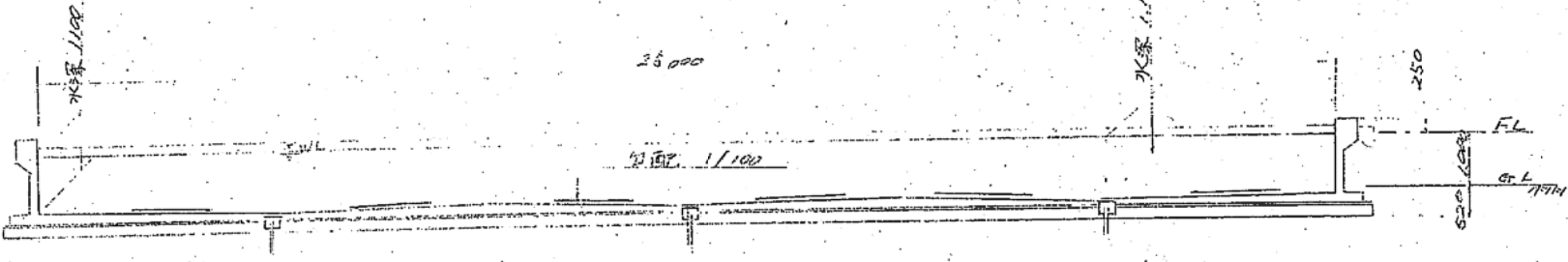
27-1側断面詳細 S=1:20



サイド側断面詳細 S=1:20



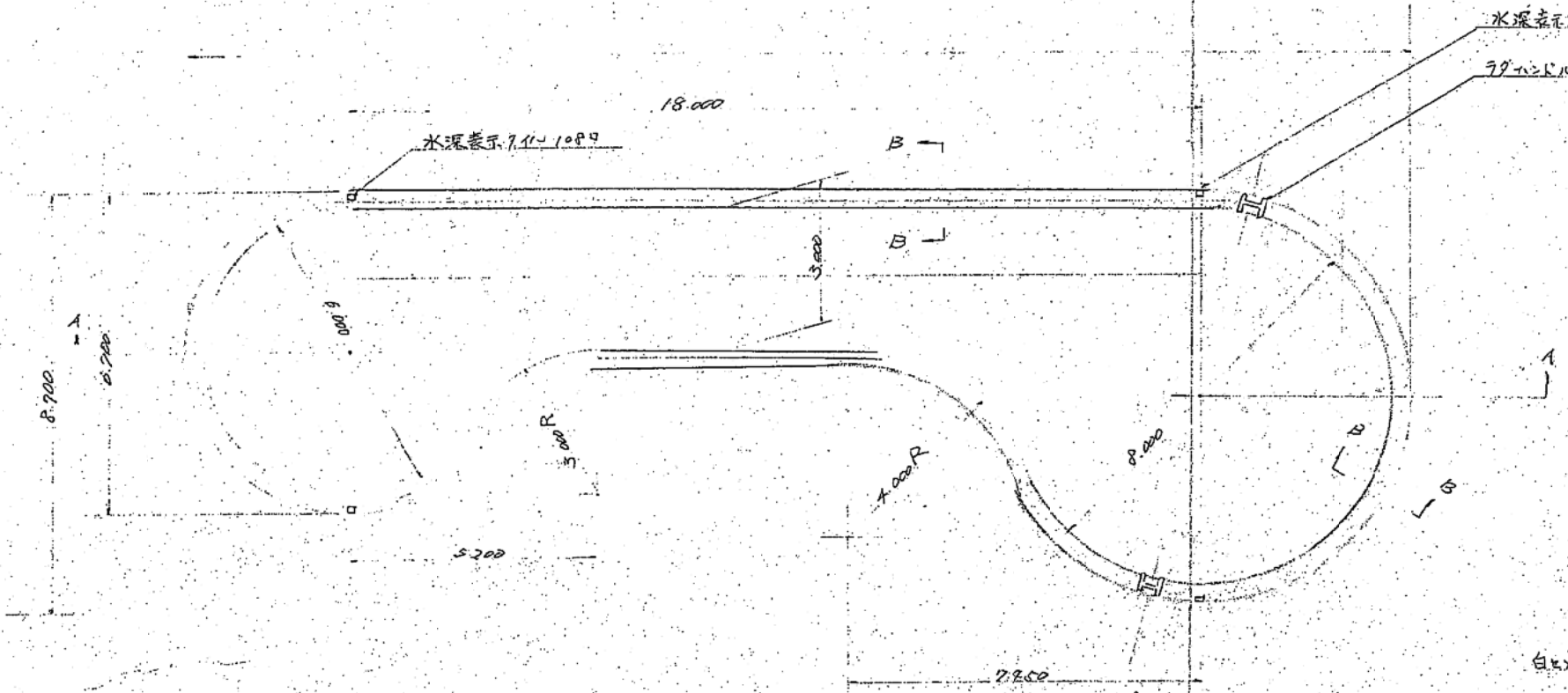
長手断面 S=1:100



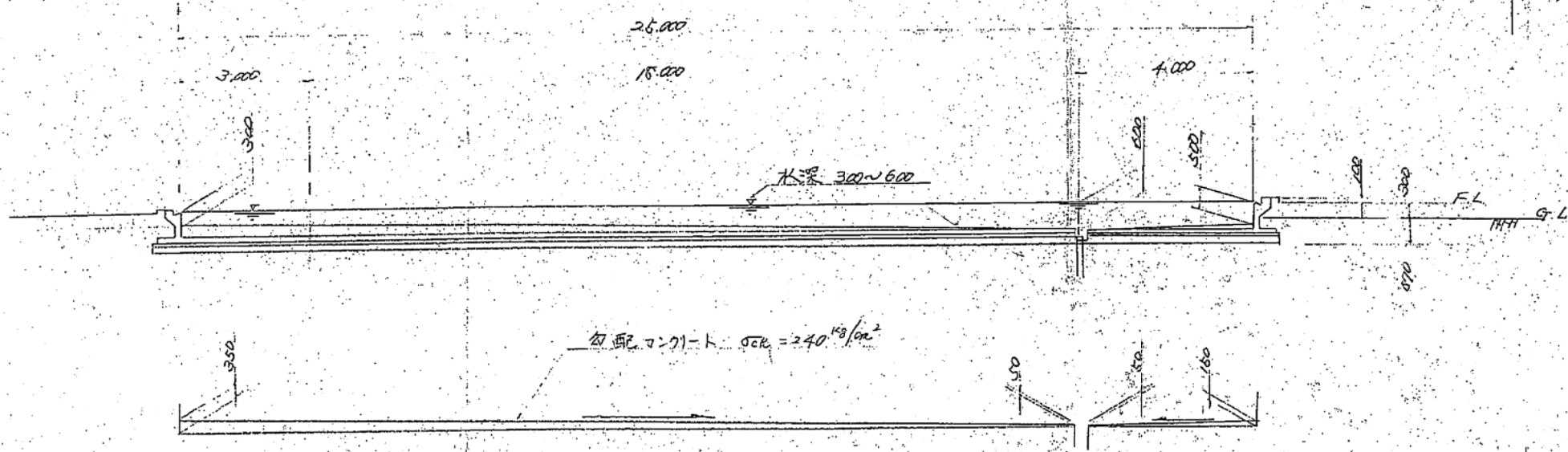
短手断面 S=1:100



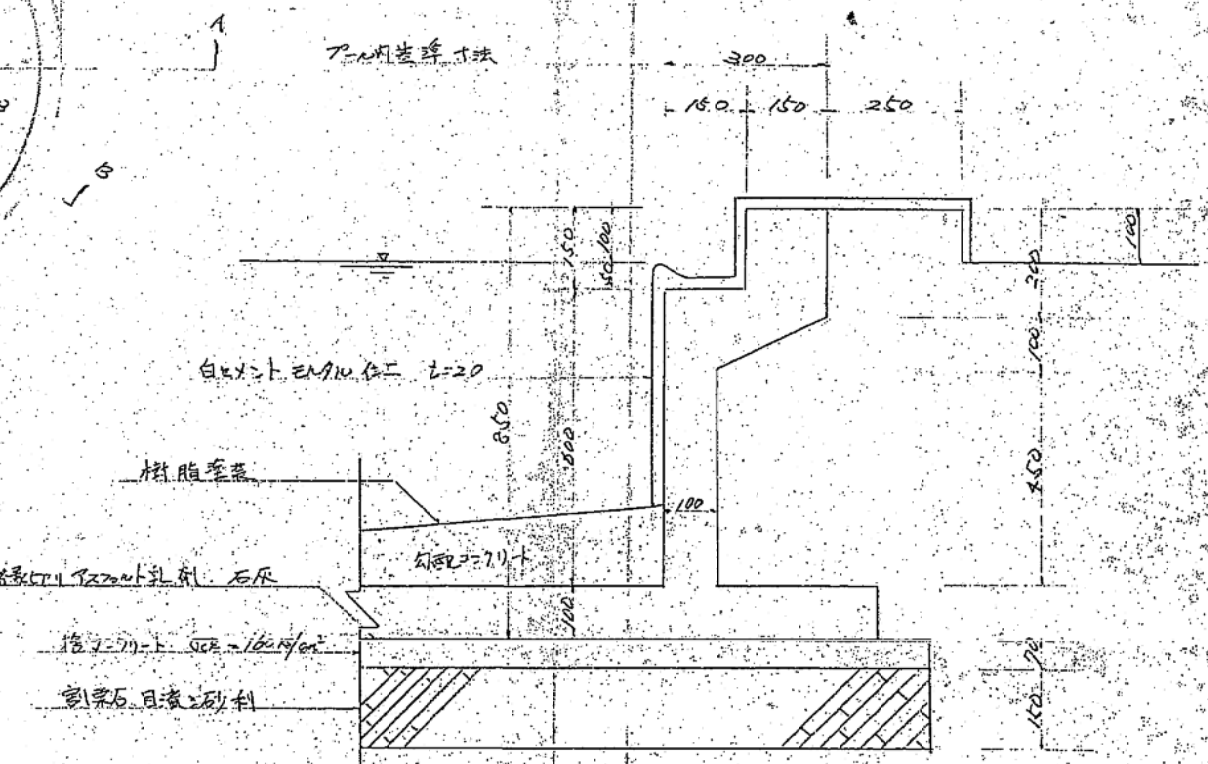
幼児 7-U 平面図 S=1:100

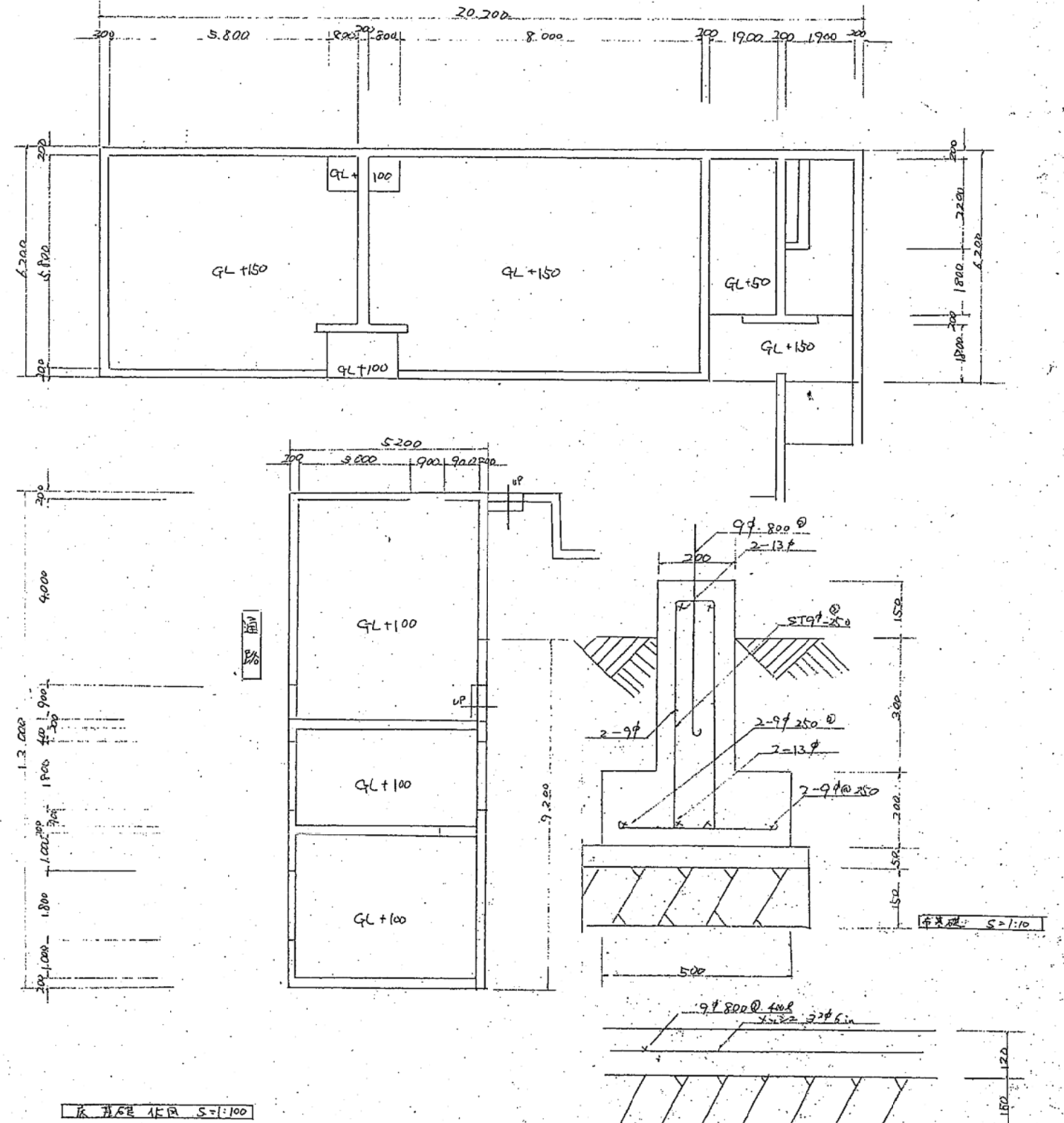
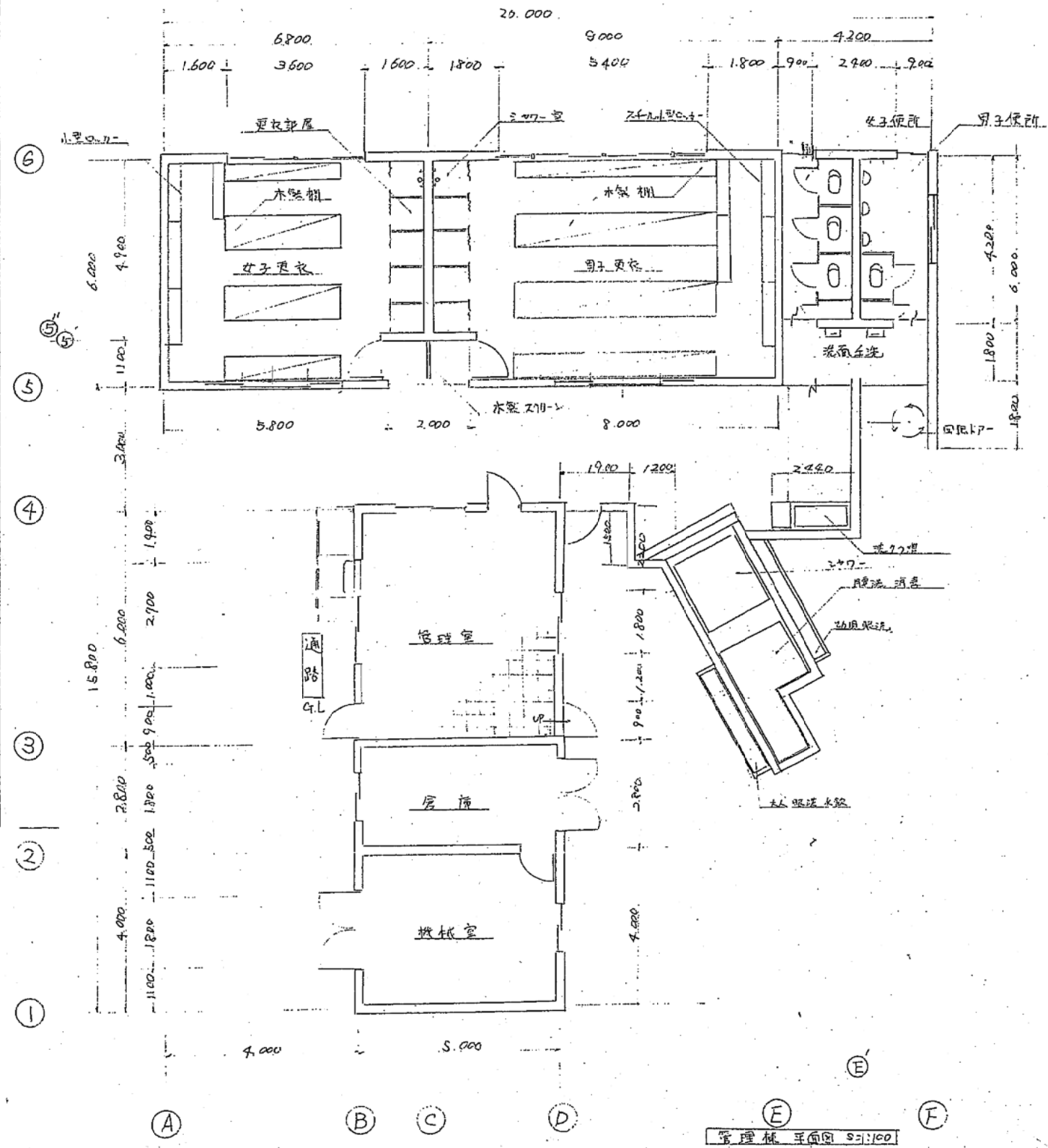


A-A 断面図 S=1:100

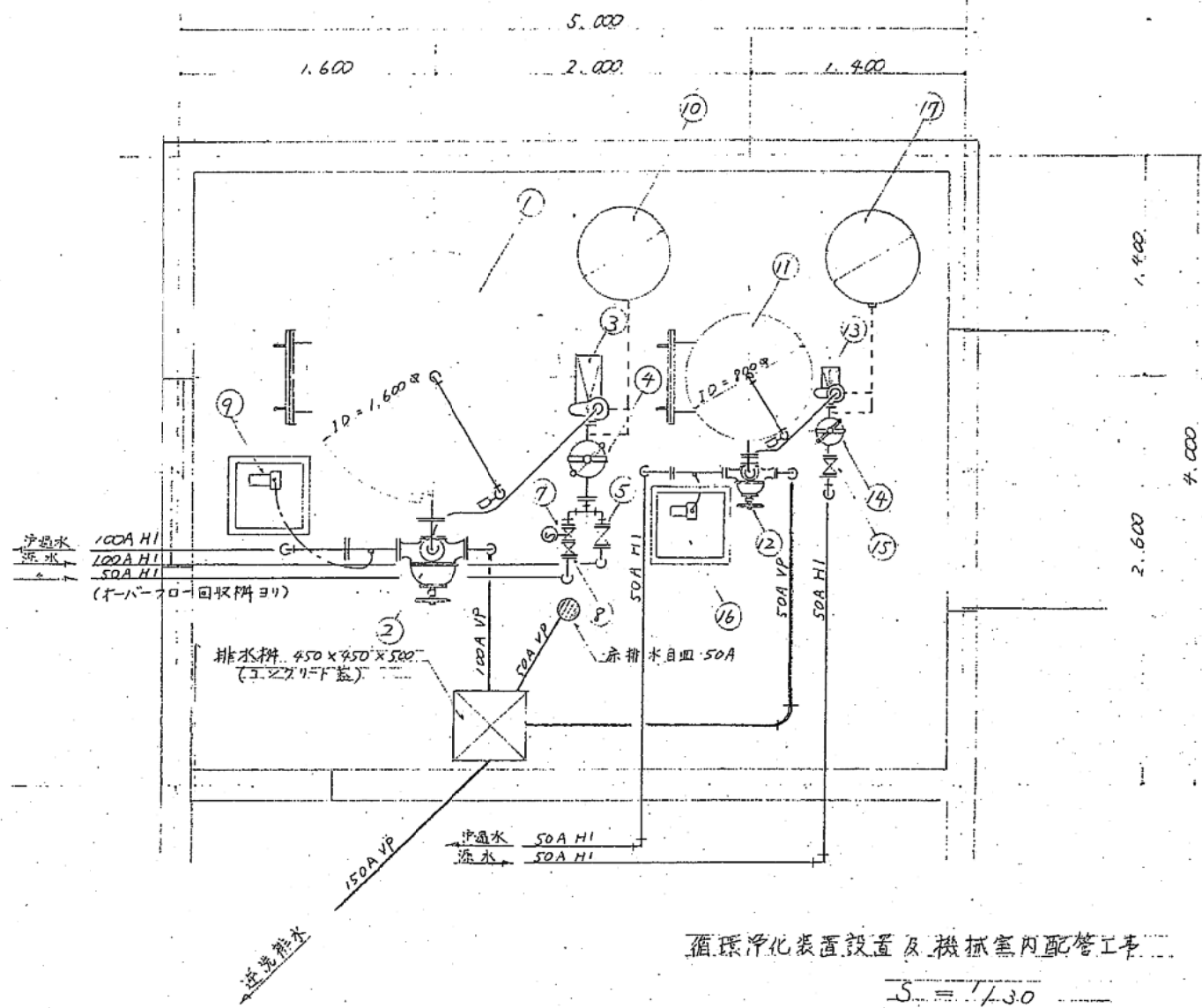


B-B 断面詳細図 S=1:10



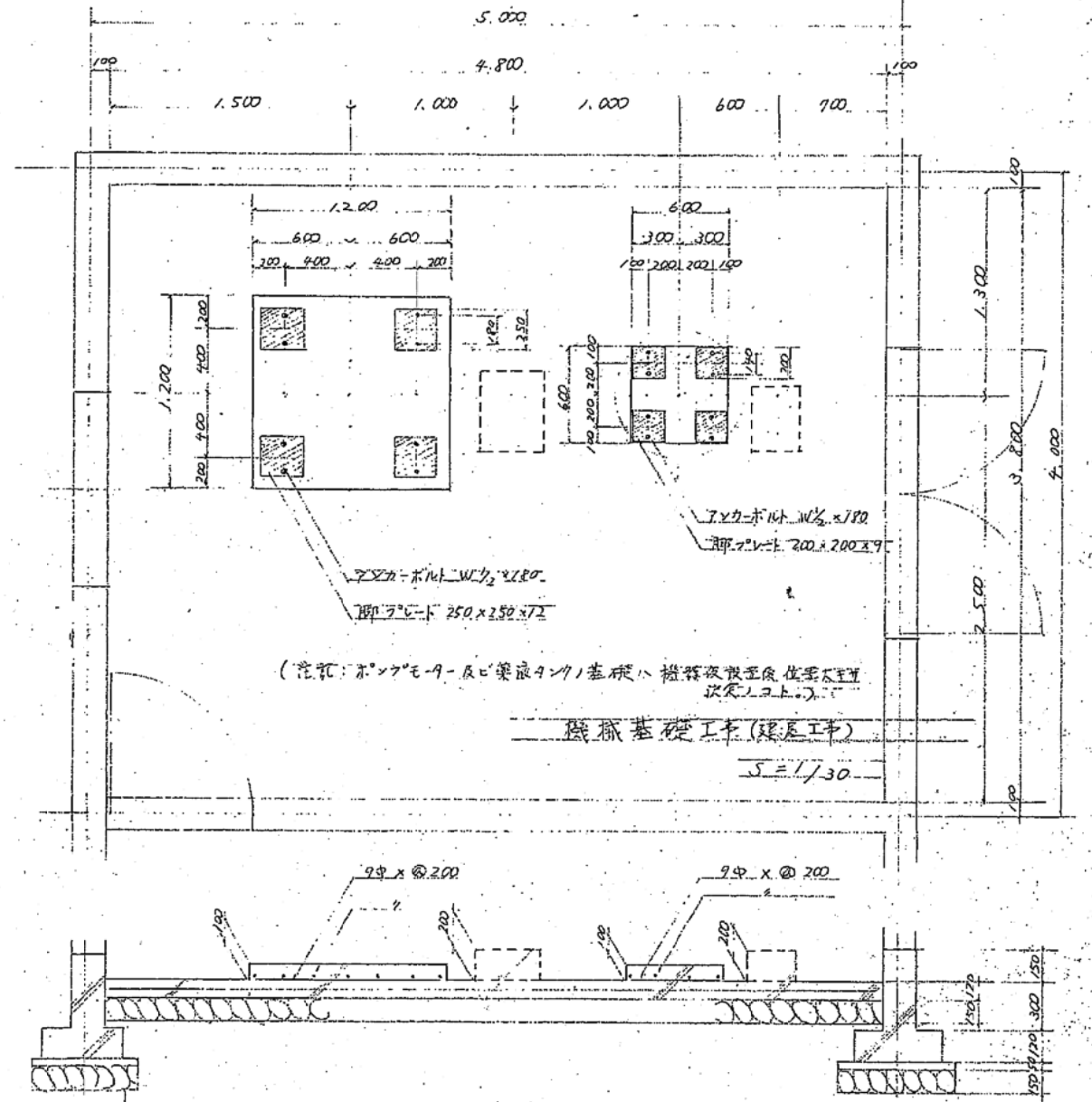


上部2階人配図
1:100



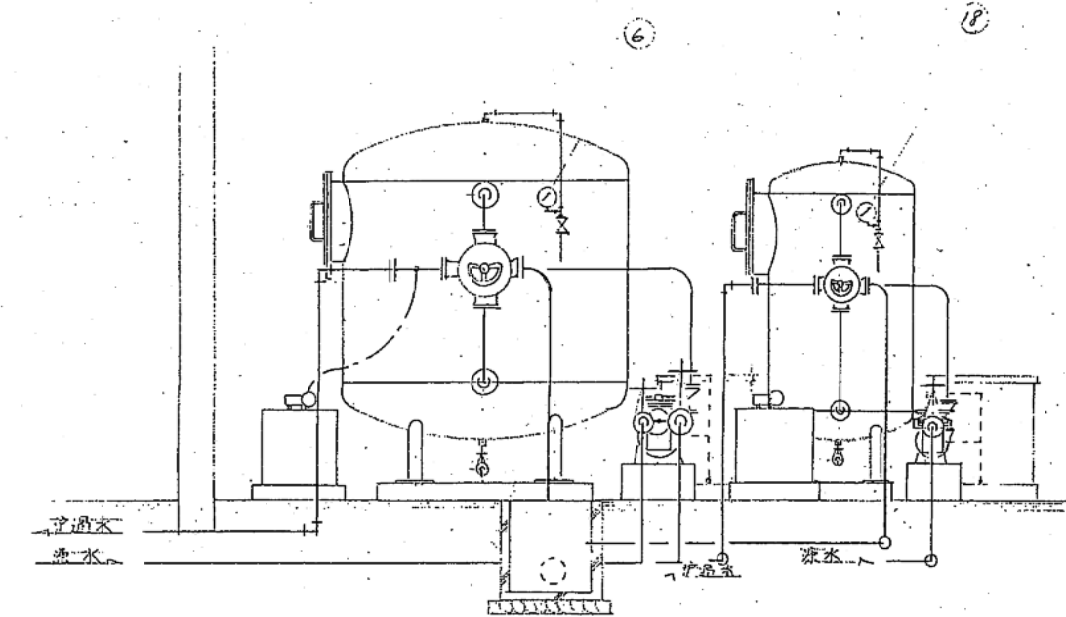
循環浄化装置設置及機械室内配管工事

S = 1/30



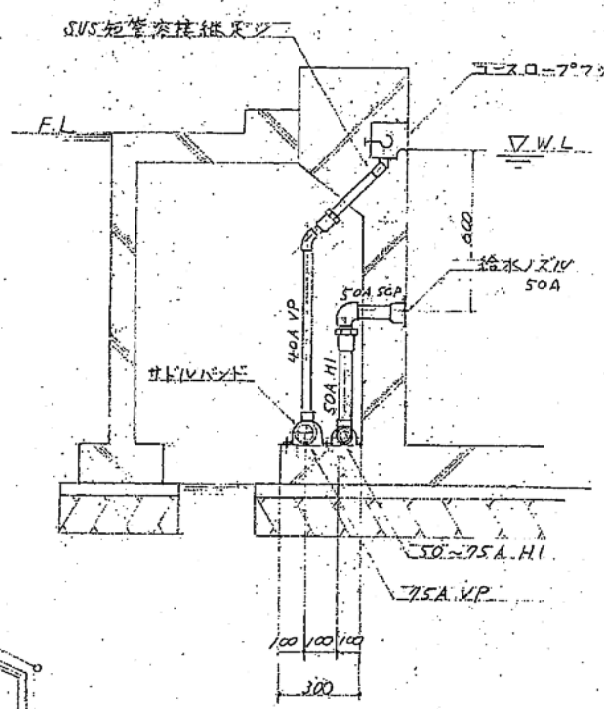
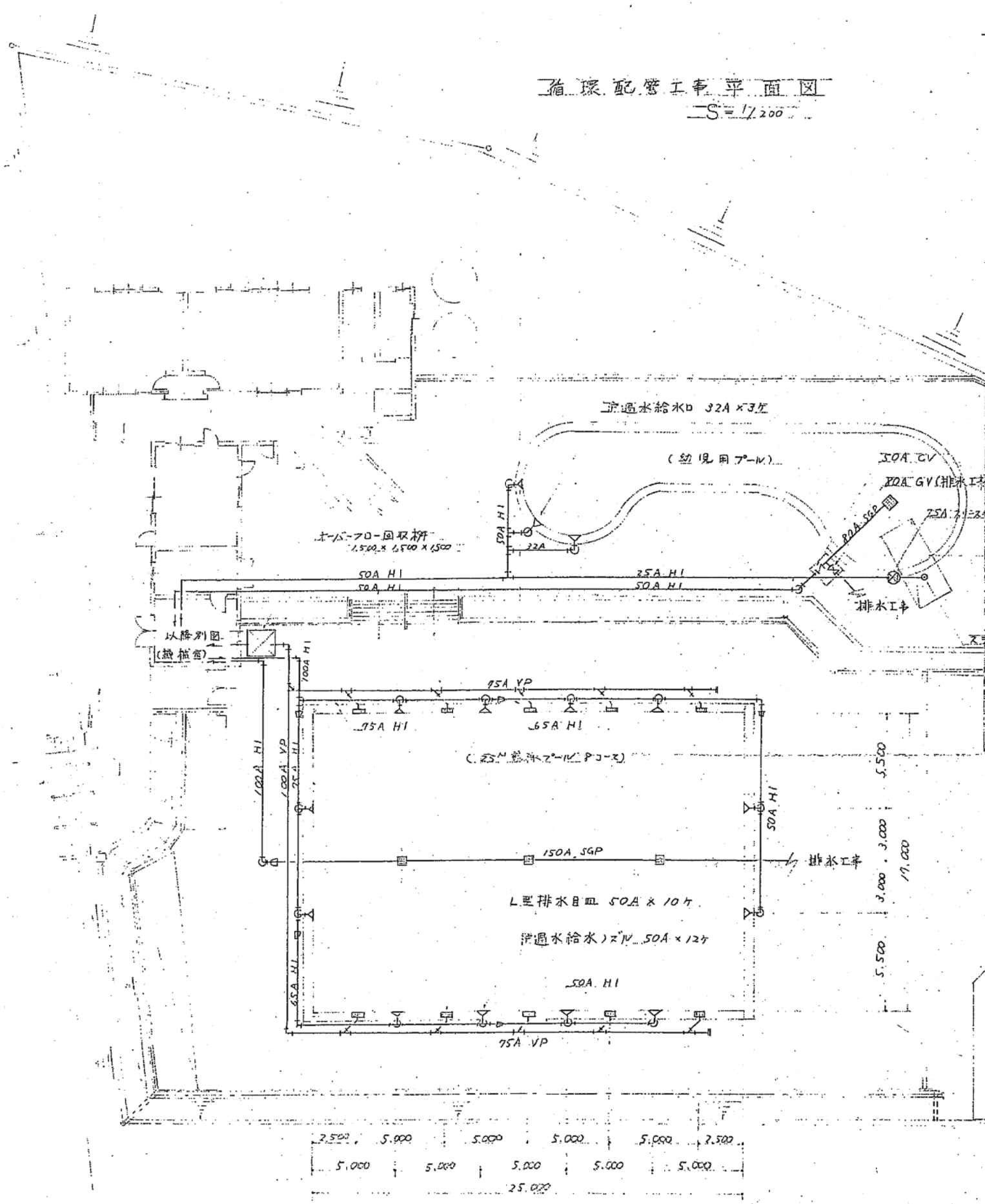
機械基礎工事(建築工事)

S = 1/30

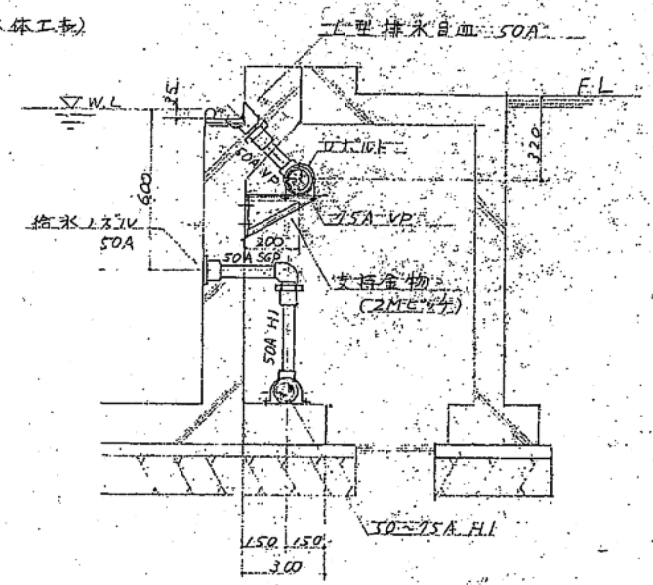


循環浄化装置 主要部品表			
2.5mプール用 60~80% 7S-2			
N.O	名称	材質	備 考
1	濾過タンク本体	SS+H	ID=1600φ
2	五方切換弁		100A x 5K
3	ポンプモーター		100A x 5.5kW
4	集電器		100A 12ヶ口 SUS29
5	ゲート弁	FC	100A x 10K
6	圧力計		φ2 x 75 x 3ヶ口
7	電磁弁(配管工事)	FC	50A
8	ゲート弁()	FC	50A x 10K
9	滅菌機 葉液タンク	PVC	10~150%min 200V x 30" 50R
10	フロック槽	PVC	100ℓ 2ヶ口 1/2" 25A x 25 (PVC)
幼児プール用 10~20% 7S-20			
N.O	名称	材質	備 考
11	濾過タンク本体	SS+H	ID=800φ
12	五方切換弁		50A x 5K
13	ポンプモーター		50A x 2.2kW
14	集電器		50A 12ヶ口 SUS29
15	ゲート弁	FC	50A x 10K
16	滅菌機 葉液タンク	PVC	10~150%min 200V x 30" 50R
17	フロック槽	PVC	100ℓ 2ヶ口 1/2" 25A x 25 (PVC)
18	圧力計		φ2 x 75 x 5ヶ口

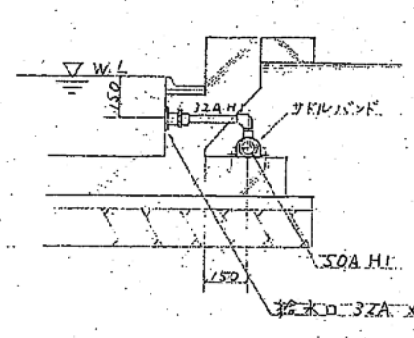
循環配管工事平面図
S=1/200



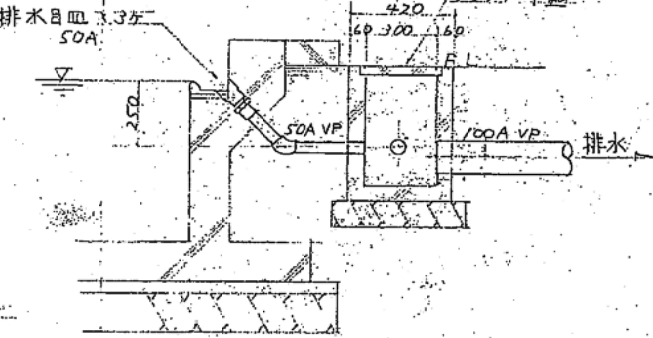
25mプール短辺側断面図
S=1/20



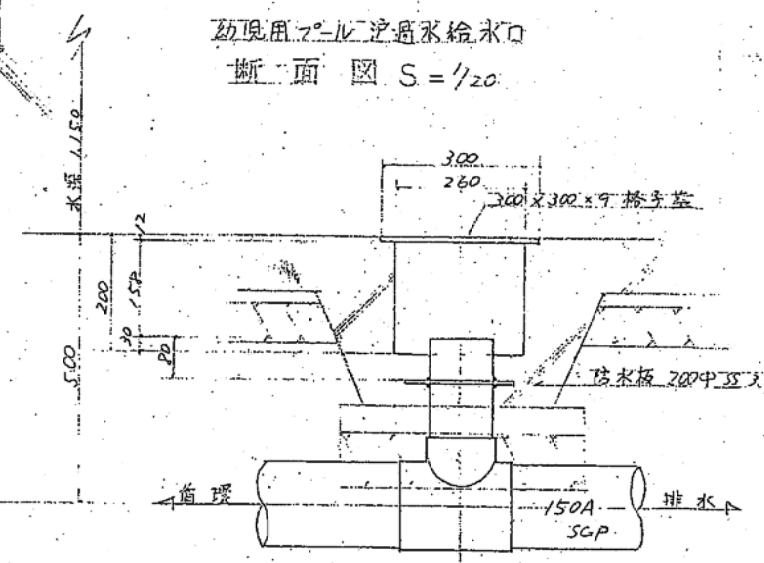
長辺側断面図
S=1/20



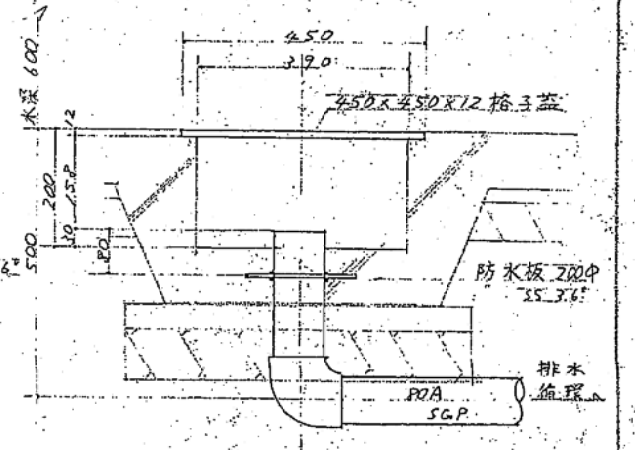
幼児用プール 25mプール 給水口 断面図 S=1/20



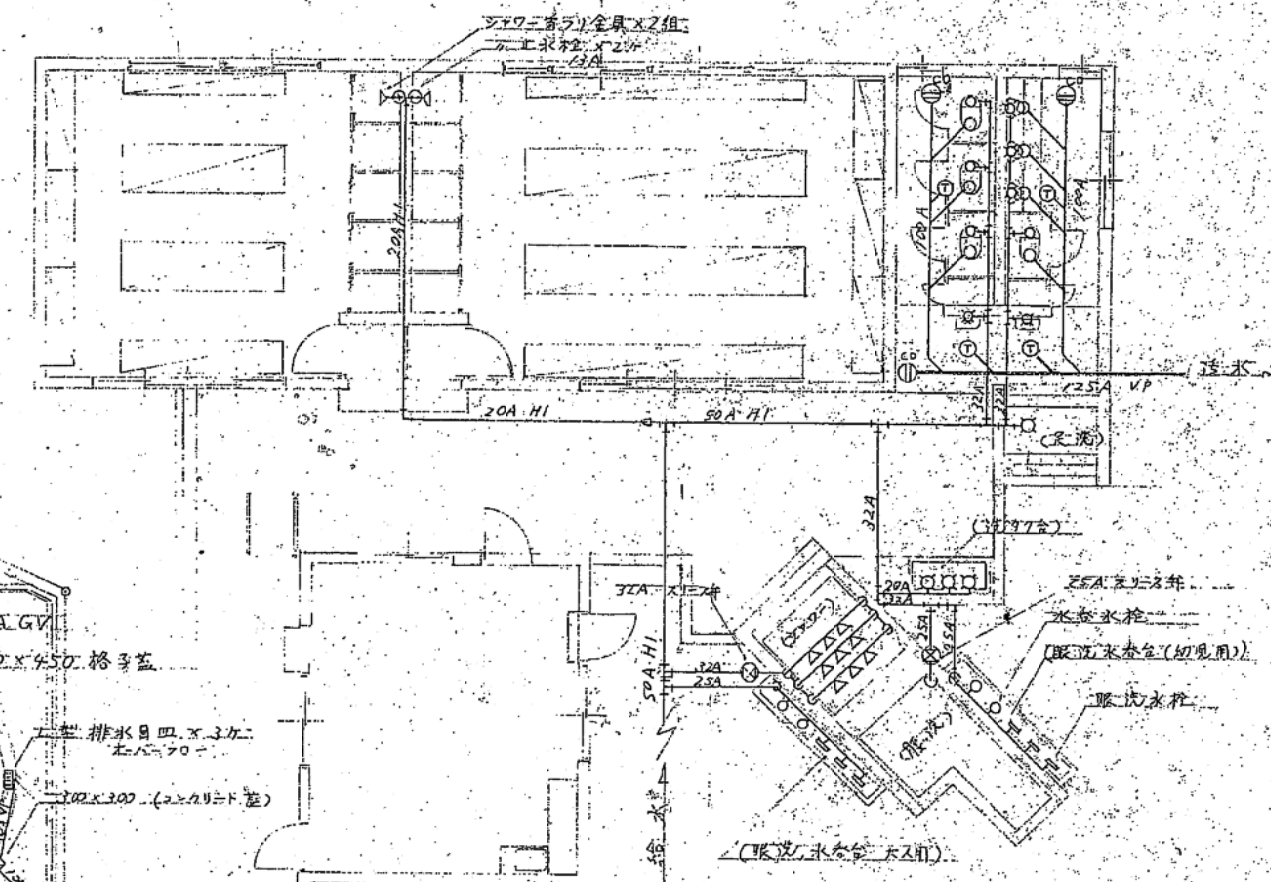
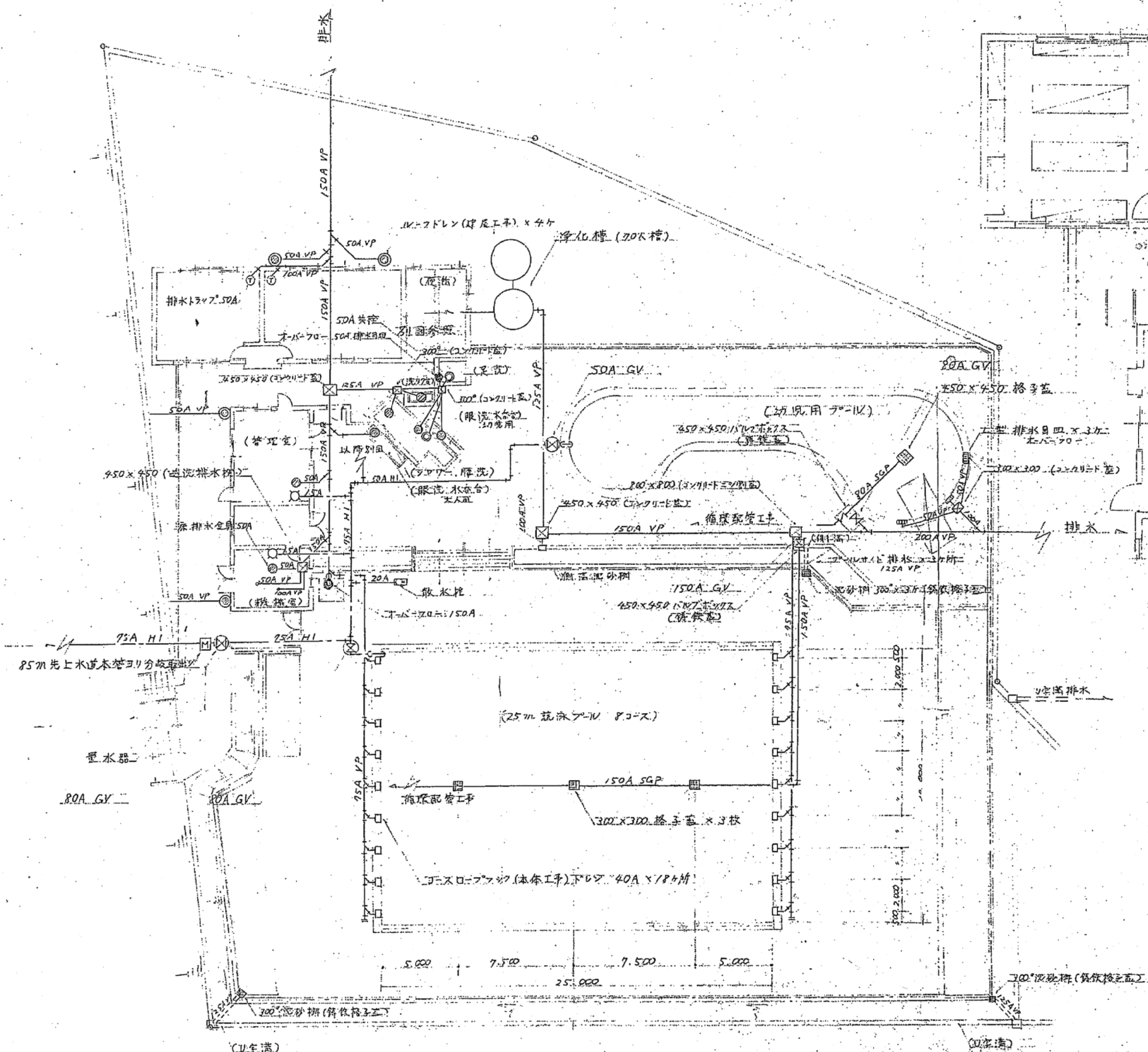
ホバ-70-回収機 断面図 S=1/20



25mプール集水樹断面図
S=1/10

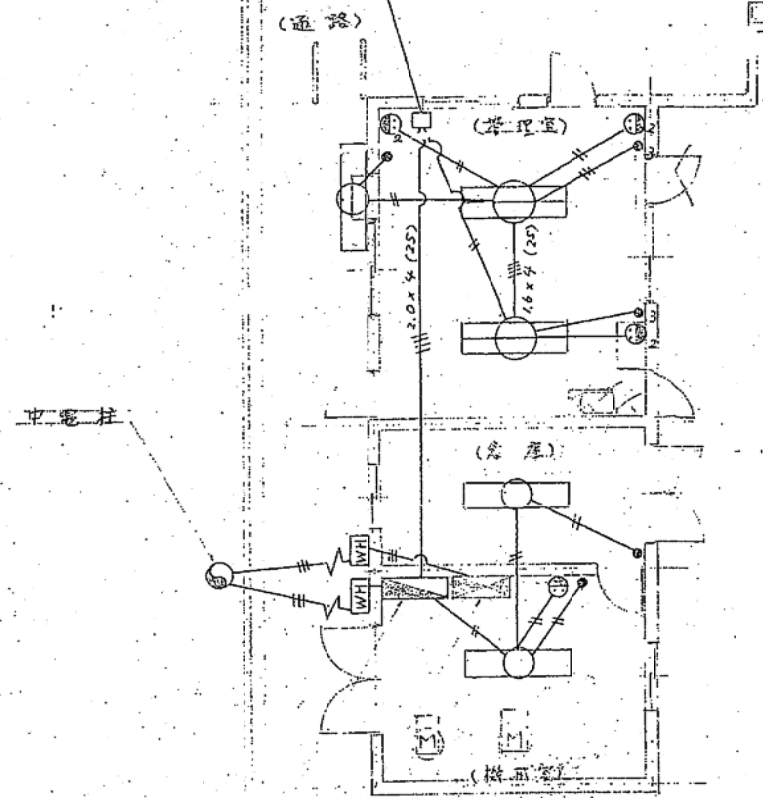
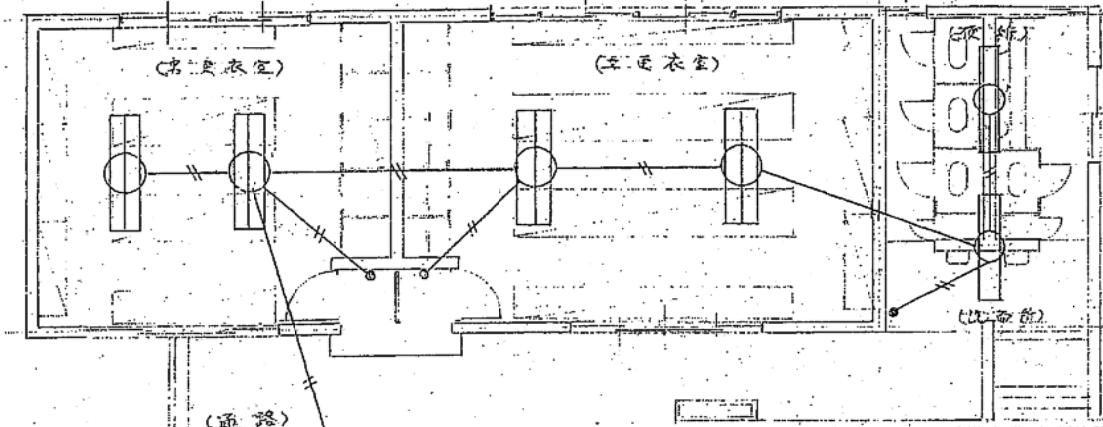


幼児用プール集水樹断面図
S=1/10



使用機器發見表

名称	仕様及記号	数量	名称	仕様及記号	数量
25m 70-L			管理室 換気扇		
戸廻水給水口	50A 内径 1/2 KN-50	12ヶ	間長水栓	13A	1ヶ
L型排水目皿	50A 内径 1/2 特LP型	10ヶ	床排水目皿	50A DP型金具	2ヶ
格子蓋	鋼製 100x100	3枚	間長自在水栓	13A	1ヶ
			シャワー脱洗 眼洗水栓 洗97台		
幼児用 70-L			シャワーヘッド	13A	9ヶ
戸廻水給水口	32A D型金具	3ヶ	シャワーノズル	25φ SUS 30ヶ	3本
L型排水目皿	50A 内径 1/2 特LP型	3ヶ	水栓	30至13A S-L	6ヶ
格子蓋	鋼製 450x450	1枚	水栓	WC-1	4ヶ
			間長	13A	3ヶ
			排水水栓	50A	2ヶ
便所 手洗 更衣室			床排水目皿	50A DP型金具	11
大便器	C-375V	4組	水栓70-L	50A D型金具	2ヶ
小便器	U-23	3組			
洗面器	L-220	2組	70-L 9ヶ		
シャワー付金具	13A	2組	軟水栓	20A T27-19	1ヶ
床排水口	CO-AP-125	1ヶ	換気扇	100x100x9 換気	3枚
	CO-AP-100	2ヶ			
床排水トラップ	T5B-50	6ヶ	循環浄水装置		
シャワー水栓	13A 70x70mm	2ヶ	25m 70-L 用	60-100% 5方切替式	
			幼児 70-L 用	70-20% 洗面シャワー用	
			汚水浄化槽	70入槽 発着下面酸化型	

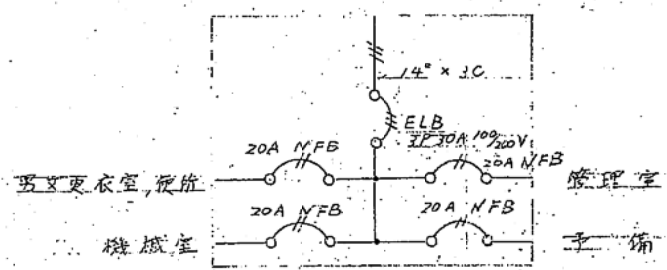


配入無干配線 $\Delta 16 \times 2 (19)$ 下 $\Delta 12$



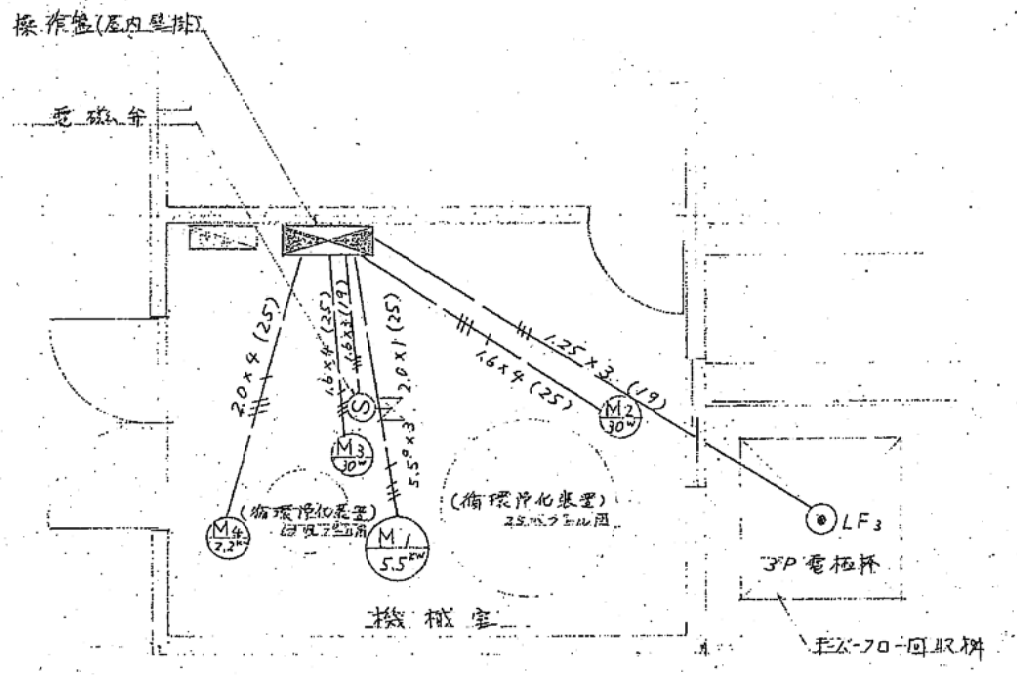
40W 2灯用 FA4205GL $\times 6$ 台
40W 1灯用 FA4105GL $\times 5$ 台

電灯器具

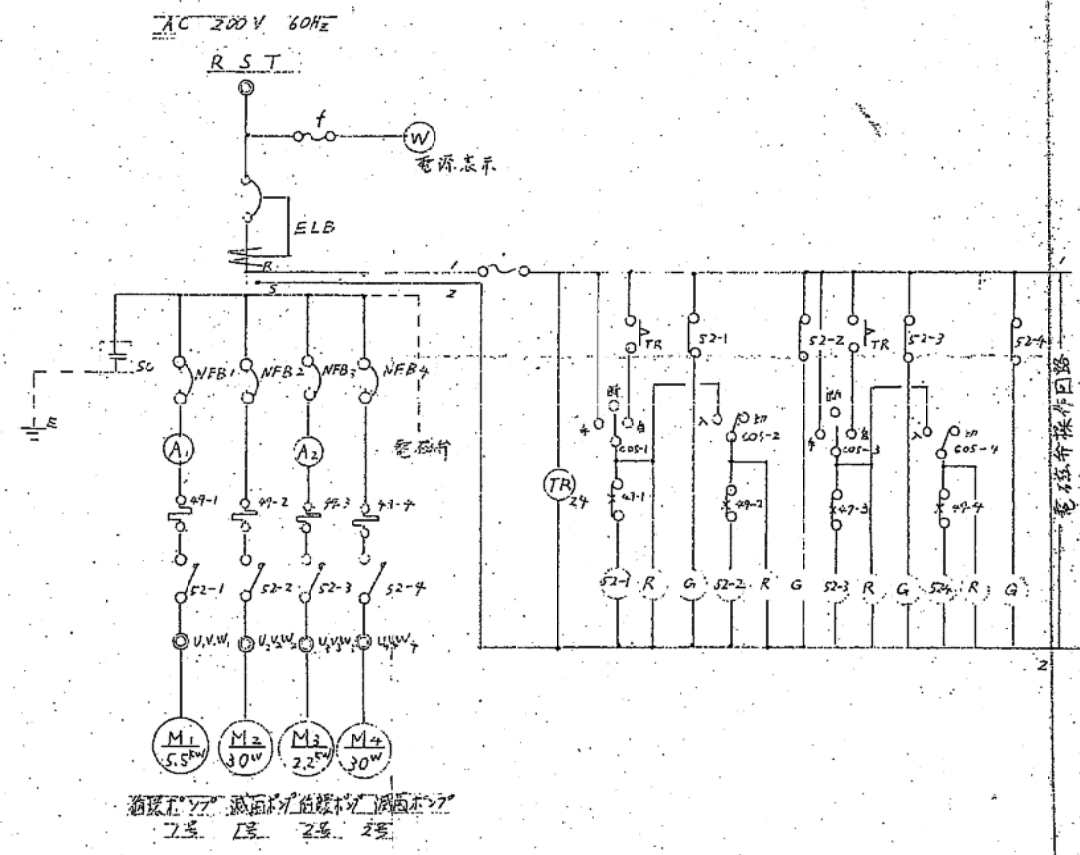


電灯分電盤

電灯設備配線図 $S=1/100$



動力設備配線図 $S=1/50$



動力操作盤(参考図)

豊田市足助プール 備品一覧表

No.	備品名	メーカー・規格等	数量	備考
1	更衣室用ロッカー	ALPHA 10人用(2×5) (455×840×1790)	6	男子更衣室 5 女子更衣室 1
2	更衣室用ロッカー	トヨセット TLK-S9 9人用(3×3) (515×900×1790)	10	男子更衣室 7 女子更衣室 3
3	ロッカー	ITO 12人用(6×2) (415×1775×885)	16	男子更衣室 8 女子更衣室 8
4	プールクリーナー	四柳商事 SWITOL SP83型	1	
5	監視台	全長 2750mm 座席下 1700mm	2	
6	放送機器	National WA-765	1	
7	扇風機	ゼネラル F-760型	1	
		ナショナル(No.571161)壁掛用	1	
8	事務机	(大)750×1060×760 (小)430×990×810	2	木製
		720×1050×710	2	スチール製
9	テーブル	折りたたみ式(1795×445×705)	1	
10	いす	ループ脚	4	
11	医務室用ベッド	1900×900×335	1	
12	AED(半自動除細動器)	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン ハートスタートFRx	1	パット一式含む
13	更衣室用下駄箱	24人用 500×900×1655	1	女子更衣室
14	下駄箱	370×870×800	1	木製 事務所玄関用